

本号で公布された条例のあらまし

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（八潮新都市建設事務所）

一 趣旨

行政手続の見直しに伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

審議会の議事録について押印を要しないこととする。

三 施行期日

公布の日から施行する。